ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年8月26日~2021年9月1日)

令和3年(2021年)9月3日 Ε

Ν

政治

内閣改造・省庁再編を巡る動き

「キャンパス・フューチャー・ポーランド」の開催

地方統一選挙の延期を巡る動き

TVN24がオランダで取得した放送免許の認可

難民に関する世論調査

第二次世界大戦勃発82周年記念式典の開催

3回目のワクチン接種に関するニェジェルスキ保健大臣の発言

緊急事態宣言の発令

ベラルーシからの移民問題に関する欧州人権裁判所(ECHR)による暫定措置命令

D

ポーランド陸軍部隊による演習開始

ヨウロヴァー欧州委員会副委員長のポーランド訪問

モラヴィエツキ首相のブレッド戦略フォーラムへの出席

アフガニスタンからの退避作戦に関するラウ外相の発言

治安等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向

電動スクーターにかかる新たな規制が施行

国家警察本部と環境保護総監部が環境に対する犯罪にかかる合意書に署名

国境沿いのフェンス建設に関する世論調査

経済

「Polish Deal」に関する動向

新型コロナウイルス感染症に対する経済対策パッケージの実施状況

フィッチ、ポーランドの格付けを維持

8月の購買担当者景気指数(PMI)

ポーランド交通ハブプロジェクト特別法に関する動向

トゥルフ問題におけるチェコ上院報道担当の見解

ポーランド水素開発動向

小型モジュール炉に関する動向

国営電力会社の石炭火力発電所等統合に関する労働組合との交渉開始

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

欧州でのテロ等に対する注意喚起

「たびレジ」への登録のお願い

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

マイナンバーカード取得のお願い

年金受給者の現況届提出について

特例郵便等投票について

大使館広報文化センター開館時間

文化行事:大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp

問合せ先:大使館領事部 お願い】3か月以上滞在される場合、 電話22 696 在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、 戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ

S

政 治

内 政

内閣改造・省庁再編を巡る動き【8月27日】

8月27日、当地最大ポータル・サイト「Onet」は、9月に内閣改造・省庁再編が実施される見込みであると報じた。カチンスキ副首相(与党「法と正義」(PiS)党首)、クルティカ気候・環境大臣、プダ農業・農村開発大臣、ドヴォルチク首相府長官が閣僚評議会を離れるとみられている。また、Onetによれば、前回の省庁再編で文化・国家遺産・スポーツ省に吸収合併されたスポーツ省、及びデジタル省が復活するという。

「キャンパス・フューチャー・ポーランド」の開催【8月2 7日】

8月27日、オルシュティンにおいて、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長(「市民プラットフォーム」(PO) 副党首)が主導する「ポーランド・フューチャー・キャンパス」が開催され、「農民党」(PSL)のコシニャク=カミシュ党首を始めとする約300人の来賓と約1,000人の若者が参加した。また、同イベントに際し、チシャスコフスキ市長とトゥスクPO党首代行の公開討論が行われた。トゥスクPO党首代行は、次期議会選挙で勝利を収めた場合、パートナーシップ制度を認めると予告するとともに、不法な全国裁判所評議会(KRS)によって選出された裁判官は裁判官でなくなると発言した他、若者へ議会選挙を不正から守る運動へ加わるように呼び掛けた。

地方統一選挙の延期を巡る動き【8月30日】

8月30日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、与党「法と正義」(PiS)が2023年秋に予定されている地方統一選挙を2024年春に延期することを可能にする法案の作成を検討していると報じた。PiSの某議員によれば、2023年に議会選挙も実施される予定であることに鑑み、もし野党陣営が地方統一選挙で良い結果を得た場合はPiSが敗者として議会選挙に臨むことになる可能性があることから、議会選挙を終えてから地方統一選挙を行うという順番にすることで、そのようなリスクが低くなるという。国家選挙局(KBW)も、2つの選挙に向けた準備期間が重なる可能性を回避できることから、PiSのプランを好意的に捉えているとのことである。

<u>TVN24がオランダで取得した放送免許の認可【8月</u> <u>30日】</u>

8月30日、国家テレビ・ラジオ放送協会(KRRiT)は、ニュース専門チャンネルTVN24がオランダで取得した放送免許によるポーランドでの番組放送を認可した。これにより、TVN24は、本年9月26日にポーランドが発行した放送免許の期限が切れた後も、ポーランドで引き続き放送することが可能となった。

難民に関する世論調査【8月31日】

8月31日に発表された世論調査機関 IBRIS によるポーランド・ベラルーシ国境間にとどめ置かれている難民に関する世論調査によると、調査対象者の46%が難民に対し人道支援をするべきである、23%が不法移民を受け入れるべきである、30%が何もするべきではない、と回答した。また、欧州は難民危機に直面しているが、ポーランドはどのように対応するべきか、という質問に対し、50%がアフガニスタンからの難民を受け入れるべきである、26%が首尾一貫して難民の受け入れを拒むべきである、12%が難民受け入れに関する規制を緩和するべきである、と答えた。

第二次世界大戦勃発82周年記念式典の開催【9月 1日】

9月1日、第二次世界大戦勃発82周年記念式典が各地で開催された。ドゥダ大統領は、ヴィエルン (Wielun)で開催された式典の場で、まさにここヴィエルンにおいて、我々は第二次世界大戦の最初の被害者となったと述べた。また、モラヴィエツキ首相は、ベステルプラッテ(Westerplatte)で開催された式典に出席し、第二次世界大戦は20世紀最大の災厄であったと述べ、大戦の加害者や責任者に関する真実を記憶や意識から取り除く作業が行われていることを認識しなければならないと強調した。さらに、ブワシュチャク国防大臣は、世界に歴史的事実を思い出させることが我々の責務であると述べた。

3回目のワクチン接種に関するニェジェルスキ保健 大臣の発言【9月1日】

9月1日、ニェジェルスキ保健大臣は、記者会見の場で、医療評議会の見解に基づき、およそ22万人が3回目のワクチン接種を受ける権利を有すると発表した。医療評議会の勧告によると、3回目のワクチン接種は免疫不全の人を対象としているが、完全なワクチン接種が完了してから28日が経っていなければならないとしている。

緊急事態宣言の発令【8月31日、9月2日】

8月31日、閣僚評議会はドゥダ大統領に対し、ベラルーシとの国境沿いから3キロ以内に位置するポドラスキエ県及びルベルスキエ県の一部地域を対象として、緊急事態を発令することを要請した。これを受けて、9月2日、ドゥダ大統領は、ポドラスキエ県の115市町村及びルベルスキエ県の68市町村を対象として、30日間の緊急事態宣言を発令した。 スピハルスキ大統領府報道官は、閣僚評議会による同

Poland Weekly Review

宣言発令要請は、ドゥダ大統領及び大統領顧問らによって徹底的に分析され、国家安全保障局(BBN)においても様々な議論がなされたと述べ、同宣言を発令する大統領令は、自由と権利の制限範囲を正確に規定していると指摘した。また、ドゥダ大統領は、同宣言の発令の際に国家安全保障と市民の自由と権利の制限とのバランスを取らなければならなかったと強調し、同宣言の発令によって軍や国境警備隊等の権限を拡大する一方で、市民にとって自由と権

利の制限が限りなく苦痛でないものになるように最 細の注意を払ったと付言した。

同宣言は、9日に下院によって検討される見込みである。下院が同宣言に対し修正を付すことはできないが、絶対過半数(231票以上)の投票によって同宣言の発令を差し止めることは可能となっている。

なお、1989年の体制転換後、ポーランドで緊急 事態宣言が発令されるのは初めてのことである。

外交 安全保障

ベラルーシからの移民問題に関する欧州人権裁判 所(ECHR)による暫定措置命令【8月25日、27日】

8月25日、欧州人権裁判所(ECHR)は、現在係争中の事件における暫定措置として、ポーランド政府に対し、ポーランドとベラルーシとの間にとどめ置かれているアフガニスタン人に対して、食料、衣類、医療を提供し、可能であれば一時的な避難所を提供するよう命じた。一方で、同裁判所は、同命令はポーランドが移民を自国の領土に受け入れることを要求していると理解されるべきではないと付言した。同命令は、9月15日まで有効となっている。

同27日、ポーランド外務省は、当該移民は国境地帯ではなくベラルーシ側にとどめられているとの立場から、ベラルーシ当局に対して改めて当該移民に対する人道的な支援を申し出たことを明らかにした。当該移民の扱いを巡っては、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が24日の声明で、ポーランド及びベラルーシとの国境の状況に対する懸念を表明し、ポーランド政府に対し、移民の自国への入国を認め、医療、法的、福祉面での援助を提供するよう訴えていた。

ポーランド陸軍部隊による演習開始【29日】

ポーランド軍は、シュチェチンに駐屯する第12機械化師団が、今年最大規模の演習をポーランド東部の演習場において開始すると発表した。演習には第12機械化師団の約4000人の兵士と約1000の装備品が参加し、演習の第1段階では一般道路を使用したポーランド東部の演習場までの機動展開が実施される。

ヨウロヴァー欧州委員会副委員長のポーランド訪問 【8月30日】

8月30日、ヨウロヴァー欧州委員会副委員長は、ポーランドを訪問し、モラヴィエツキ首相、ヴィオンツェク人権擁護官、ホウォヴニャ「ポーランド2050」代表と会談した。モラヴィエツキ首相との会談においては、最高裁判所規律部に関する欧州司法裁判所(ECJ)判決や欧州復興基金に関する復興計画の見通しについて議論された。同副委員長は、会談後、モラヴィエツキ首相とは法の支配やポーランドとEU

の双方にとって重要な問題について対話を続けていると述べ、EUは相互信頼に基づく法の共同体であり、だからこそECJ判決は完全に尊重されなければならないと述べた。また、同副委員長は、ポーランドがEU法を履行することを支援する用意があるとも述べた。

モラヴィエツキ首相のブレッド戦略フォーラムへの出席【9月1日】

9月1日、モラヴィエツキ首相は、スロベニア・ブレッドで開催されたブレッド戦略フォーラムに出席した。同首相は、西バルカン諸国の欧州への統合に関するパネルに参加し、西バルカン半島の統合の欧州全体にとっての重要性を指摘した。また、同首相は、ポーランドの東側国境情勢について触れ、移民は今後数十年の間にEUにとって最大の課題となる可能性を指摘し、西バルカン諸国をできるだけ早く共通安全保障体制に組み入れるべきであると強調した。

同首相は、スロベニアのヤンシャ首相とも会談し、 二国間関係やアフガニスタン情勢及び移民問題を含む国際情勢について議論した。モラヴィエツキ首相は、東部国境での移民問題とEUの域外国境管理の 重要性について言及し、この問題に対するEU議長 国スロベニアによる効果的な協力に対する期待を表明した。

アフガニスタンからの退避作戦に関するラウ外相の 発言【9月1日】

9月1日、ラウ外相は、外務省内においてメディア関係者との会合を開催し、アフガニスタンからのポーランド人及び他国民の退避に携わった同省の職員に対する感謝の意を述べた。同外相は、ポーランドによる退避活動により、軍用機52機、民間機15機が編成され、1,232人が輸送されたと発表し、かつてないほどの混乱した状況の中で、効率的で柔軟な避難メカニズムを構築することができたことを誇りに思うと述べた。また、同外相は、20年にわたるアフガニスタンでのミッションに参加することで、ポーランドの外交および安全保障政策は見事な成功を収めたと述べ、ポーランドは、北大西洋条約の信頼できるパートナーとして認められたと強調した。

治 安 等

<u>ベラルーシからの不法移民に関連する動向【8月29</u>日~9月1日】

8月29日、国境警備隊は、本年8月中にベラルーシ側から不法入国を試みた3,200名以上の外国人のうち、900名以上を拘束したと明らかにした。その内訳として、イラク人が最も多く602名であり、アフガニスタン人は130名であったと指摘した。同日、ポーランド人12名及びオランダ人1名が当該国境で建設されているフェンスの破壊を試みたとして拘束された。9月1日、同隊は、8月中にベラルーシ側から不法入国を試みた外国人は3,500名以上であり、1,000名以上を拘束したと明らかにした上、前年同期においては、当該国境で不法入国を企図した者はいなかったと付け加えた。同隊によると、ポーランドとベラルーシとの国境でとどめ置かれている移民の人数は24~30名であるという。

<u>電動スクーターにかかる新たな規制が施行【8月30</u>日】

8月30日、内務・行政省は、電動スクーター等に関する新たな規制が施行された。電動スクーターを運転する際は、自転車道を利用しなければならず、最大時速20キロまでとなる。制限時速が30キロ以下の自動車道路を走行する事も可能であるが、その場合でも電動スクーターの時速は最大20キロとなる。自転車道がなく、かつ自動車道路の制限速度が時速30キロを越える場合は、電動スクーターで歩道を走行する事が可能だが、その場合は時速を歩く歩行速度に近づける必要がある。10歳以上18歳未満の

者は、自転車カードなどの所持が必要であり、10歳未満の子供は保護者の監督の下、住居区画内でのみ走行が可能である。規則に違反すると、300~500ズロチの罰金が科される可能性がある。また、本件の取締りに関しては、国家警察のみならず自治体警察(Straz gminna)にも取り締まる権限が付与される。

国家警察本部と環境保護総監部が環境に対する犯 罪にかかる合意書に署名【8月31日】

8月31日、シムチク国家警察本部長官は、マレク・チボウスキ氏が代表を務める環境保護総監部 (GIOS)との間で、環境に対する犯罪の発見及び対策に関する協力にかかる合意書に署名した。同協定では、警察とGIOSのほか、環境保護に関連する機関を含めた国内外のプロジェクトを実施し、捜査過程における情報交換の実施を目的としているという。

国境沿いのフェンス建設に関する世論調査【9月2日】

Social Changes が行った世論調査によると、ベラルーシからの不法移民の流入阻止に有効であるとして、ポーランド人の65%がフェンスの建設を支持しているという。この数値は、前回調査時と比べて2%増加している。 反対意見は17%で、前回の20%から3ポイント減であった。フェンス建設を支持しているのは、与党「法と正義」(PiS)支持者が88%、市民連合(KO)支持者が55%であった。本調査は、8月27日から30日にかけて、1,065名を対象にインターネットで行われた。

経 済

経済政策

「Polish Deal」に関する動向【9月1日】

ミュレル政府報道官は、メディアのインタビューに おいて、8月31日まで実施されていた、社会経済プ ログラム「Polish Deal」に関するパブリックコンサル テーションを踏まえた政府作業が今週中にも完了す る見込みであると述べた。同報道官は、与党「法と正 義」(PiS)の旗艦事業である税制改革について、当 初案に修正が加えられる見込みであるとの私見を示 しつつ、パブリックコンサルテーションで出てきた意 見は、概ね政府の計画と同じ方向を向いているもの であったと指摘した。一方、複数の外国の商工会議 所代表で構成される商工会議所国際グループは、 サルノフスキ財務次官に意見書を提出した。同意見 書では、「Polish Deal」に含まれている、外国企業の 経営陣にポーランドに居住する幹部職員がいる場合、 同企業は納税対象とされ、ポーランド国内で登記し ていない場合でも、法人税を支払う必要があるという

規定を撤廃するよう求めている。

新型コロナウイルス感染症に対する経済対策パッケージの実施状況【9月1日】

ポーランド経済研究所(PIE)によると、2020年3月~12月の10か月間に、ポーランド企業の86%が政府による新型コロナウイルス感染症に対する経済対策パッケージ(「危機対策パッケージ」及び「財政の盾」)を活用したという。政府、ポーランド開発基金(PFR)、国家政策投資銀行(BGK)、社会保険庁等を通じて実施された事業費総額は約1,629億ズロチ(約360.9億ユーロ)に上る。また、支援を受けた企業の92%が1つ以上の支援スキームを活用しており、特に社会保障費の支払い免除が最も多く活用され、52%の企業が10以上の支援スキームを活用したという。

マクロ経済動向・統計

フィッチ、ポーランドの格付けを維持【8月28日】

格付け機関フィッチは、ポーランドの外貨建て長期信用格付けを「Aー」に据え置き、見通しは「安定的」とした。これは、新型コロナウイルス感染症の影響に対し、ポーランド経済が強靱性を見せたことや欧州復興基金による経済支援が見込まれることなどを考慮したものである。GDP成長率については、2021年は5.2%、2022年は4.5%、2023年は3.8%と予測する。また、財政赤字の対GDP比に関しては、2022年は3.8%、2023年は3.0%に減少すると見て

いる。

8月の購買担当者景気指数(PMI)【9月1日】

IHS Markit によると、8月の購買担当者景気指数 (PMI)は、56. 0ポイントと前月の57. 6ポイントから 低下した。生産高、新規受注、購買数量は引き続き 好調で雇用も伸びるなど、ペースは緩やかとなったものの、依然として好調を維持している。ただし、サプライヤー納期の長期化及び原材料不足が生産のボトルネックとなっている。

ポーランド産業動向

ポーランド交通ハブプロジェクト特別法に関する動向 【9月2日】

ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)特別法案に関するパブリックコンサルテーションが終わり、政府は9月末までに同法案を採択する予定である。インフラ省で策定された同法案には、戦略的に国内の空港インフラを計画して管理する機能を1つの組織に集中させるため、STH社とポーランドの空港会社を統合させる提案が含まれている。小さな地方空港を所有又はシェアしている国内空港は、STHの競争相手となることから、本提案は公正な市場競争を脅かすとして、ビジネスセンタークラブ(BCC)から批判されている。BCC及び立地予定地のバラヌフ(Baranow)は、建設許可や環境面の決定プロセスにおける規制について否定的な評価をしており、バラヌフの自治会は、当該特別法はマスタープランの対象

から重要な経済面の情報(資金源、流動性及び収益性)が除かれていることを指摘している。

トゥルフ問題におけるチェコ上院報道担当の見解【9 月2日】

最近ポーランドを訪問したチェコ上院の報道担当は、チェコ及びポーランドの両政府がトゥルフ褐炭鉱山問題に関して未だ合意に至っておらず、10月のチェコ総選挙までの和解は期待すべきではないとしている。同担当は、新たに選出された当局は紛争を解決するためには努力を惜しまないだろうと述べた。合意は現実的ではあるものの実際に成功するかは不透明であり、同担当は、100日以上前に出された欧州司法裁判所(CJEU)の判決は未だ拘束力を有していることを強調した。

エネルギー・環境

ポーランド水素開発動向【8月30日~9月1日】

ポーランド産業開発庁(ARP)は、2030年までに 5つの水素バレー(ポドカルパツキエ県、ドルノシロン スキエ県、シロンスキエ県、ヴィエルコポルスキエ県、 マゾヴィエツキエ県)設立に取り組んでおり、ポーラ ンドの国家復興計画によると、水素技術開発に貢献 するプロジェクトに約8億ユーロが割り当てられる。 水素の技術開発に関わっている企業は、水素社会 は10年後に訪れると予測している。最大手の各国 営企業(PKN Orlen、PGNiG、LOTOS)は当初、全て の水素技術の開発を計画していたが、PKN Orlen と LOTOS は最近、生産及び水素ステーションや流通 ネットワークの構築を計画している。一方、PGNiG は 当初、水素ステーションの設置に関心を示していたも のの、現在は自社の中央計測研究室を水素の純度 分析を行う研究室(ポーランド初)にすることを計画し ている。

小型モジュール炉に関する動向【8月31日~9月2日】

8月31日、民間電力会社 ZE PAK とオーストリアの MS Innovation Impulse 社(技術を提供する予定のシントス・グリーン・エナジー社の社長が所有する持株会社)は、新たな組織を作り、ヴィエルコポルキエ県に所在する ZE PAK のポントヌフ石炭火力発電所の敷地内に300MW出力の小型モジュール炉(SMR)を4~6基建設するための合意に署名した。この立地の利点として、既存の送電インフラがある。2019年秋からG E日立と協力しているシントス・グリーン・エナジー社が投資及び技術提供することとなる。専門家によると、当該SMRの建設は、2030年に運転開始できるよう、2026年から2027年に始まるものと見込まれている。

シントス・グリーン・エナジー社は7月に PKN Orlen との合意にも署名した。また、ポーランド国営精銅採掘会社(KGMH)やポーランドの国営化学肥料大手 Azoty は、SMR技術に関心を寄せている。

国営電力会社の石炭火力発電所等統合に関する労働組合との交渉開始【9月1日】

9月1日、国有財産省、国営電力会社及びこれらの労働組合は、国家エネルギー安全保障庁(NABE) に移管される企業従業員の保護を目的として、どのような措置を取るべきか決定するための交渉を開始

した。同会議では、今後の作業が労働法、地域変革などの各問題に対処する専門家チームで実施されることが合意された。専門家チームは9月後半に予定されている会議までに解決策を提案し、同会議で議論される予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

〇シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」
 - (パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
 - (パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- ●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- ●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- ●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- ●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- ●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- ●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- ●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- ●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

<u>また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容</u>に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

(たびレジ) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご留意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご留意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

Embassy of Japan in Poland

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間:月~金曜日 9:00~12:30、13:30~17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布(同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布)されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23 003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

[お知らせ]大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開していま。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00 、E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事 · 大使館関連行事

[開催中] 日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日(金)~12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。 開催場所:クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細: https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)